

平成21年2月13日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件(原審・鳥取地方裁判所平成19年(行ウ)第9号)

(口頭弁論終結の日 平成20年12月10日)

判 決

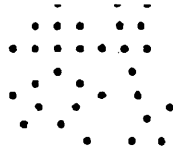


控 訴 人 官 部 慎 太 郎  
鳥取市東町一丁目220番地

被 控 訴 人 鳥 取 県  
同 代 表 者 知 事 平 井 伸 治  
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 寺 垣 琢 生  
同 本 田 幸 則  
処 分 行 政 庁 鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 鳥取県知事が、平成18年11月29日付けで控訴人に対してした公文書部分開示決定のうち、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書(公文書の件名は「研修実績報告書」)の「受講者の役職」及び「受講者の合否」を開示しないとした部分を取り消す。
- 3 鳥取県知事は、控訴人に対し、前項の非開示処分の取消しに係る情報を開示せよ。
- 4 控訴人の、非開示処分の取消しを求めるその余の請求を棄却する。
- 5 本件訴えのうち、部落解放鳥取県企業連合会による加点研修の実績報告書の「受講者の氏名」「受講者の所属」の開示処分の義務付けを求める部分を却下する。
- 6 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを2分し、それぞれを各自の負担とす



る。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 鳥取県知事が、平成18年11月29日付けで控訴人に対してした公文書部分開示決定のうち、部落解放鳥取県企業連合会による加點研修の実績報告書の「受講者の氏名」「受講者の役職」「受講者の合否」「受講者の所属」（以下、これらの情報を併せて「本件情報」という。）を開示しないとした部分（以下、この部分を「本件非開示処分」という。）を取り消す。
- 3 鳥取県知事は、控訴人に対し、本件情報を開示せよ。

### 第2 事案の概要

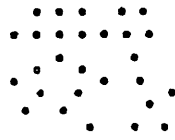
#### 1 事案の要旨

控訴人は、鳥取県知事に対し、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号。以下「本件条例」という。）6条1項に基づき、「部落解放鳥取県企業連合会による加點研修の実績報告書、受講者名簿」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したところ、鳥取県知事は、平成18年11月29日付けで、控訴人に対し、上記請求に係る本件公文書に記載された情報のうち本件情報を含む一部の情報を開示しないこととし、その余の部分を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

本件は、控訴人が、本件情報は、本件条例において非開示情報に該当せず、憲法14条にも反する違法な処分であるなどと主張して、本件情報に係る本件非開示処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、本件情報の開示処分の義務付けを求める事案である。

#### 2 訴訟の経緯

原審においては、①本件情報は、本件条例9条2項2号エにより非開示情報から除外される開示すべき情報に該当するか、②本件情報のうち「受講者の所



属」は、本件条例 9 条 2 項 3 号アの非開示情報に該当するか、③本件非開示処分は、憲法 1 4 条に違反するか、④義務付けの訴えの訴訟要件の有無が争点となった。

原判決は、本件情報について、受講者の氏名、役職、合否、所属は出席者個人及びその所属する企業に関する一連の一体的な情報であるとの判断を前提に、①本件情報は、個人に関する非開示情報に該当し、非開示情報から除外される情報（本件条例 9 条 2 項 2 号エ）には該当しない、②本件情報のうち「受講者の所属」は法人等の利益に関する非開示情報（本件条例 9 条 2 項 3 号ア）に該当する、③本件非開示処分は、門地による差別をしたものとは認められず憲法 1 4 条に違反しない、④①ないし③によれば本件非開示処分の取消しを求める請求には理由がなく、引いては、本件情報の開示処分の義務付けを求める訴えは、訴訟要件を欠く不適法なものとなるとして、控訴人の本件非開示処分の取消しを求める請求を棄却し、また、本件訴えのうち本件情報の開示処分の義務付けを求める訴えを却下した。

控訴人は、原判決を不服として、本件控訴を申し立てた。

### 3 前提となる事実等（争いがないか、関係証拠により容易に認められる事実、条例の定め等）

#### (1) 当事者等

控訴人は、鳥取県の区域内に住所を有する者である。

鳥取県知事は、本件条例上の実施機関（本件条例 2 条）であり、本件決定をした処分行政庁である。

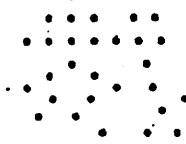
被控訴人は、鳥取県知事の所属する地方公共団体である。

#### (2) 本件条例の定め

本件条例には、下記のと通りの定めがある。

#### 記

##### （開示義務）



### 第9条1項

実施機関は、公文書の開示請求があつたときは、当該公文書を開示しなければならない。

### 第9条2項

実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

#### 第1号

法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

#### 第2号

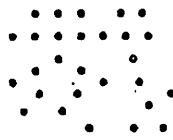
個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

#### ア～ウ （略）

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、規則で定めるもの

#### 第3号

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。



ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ (略)

4号以下 (略)

(部分開示)

#### 第10条1項

実施機関は、開示請求に係る公文書に前条第2項各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。

#### 第10条2項

開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

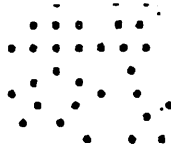
(公益上の理由による裁量的開示)

#### 第11条

実施機関は、第9条第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に非開示情報(同項第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(3) 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年3月31日鳥取県規則第8号。

以下「本件条例施行規則」という。)の定め



本件条例施行規則には、下記のと通りの定めがある。

## 記

(個人に関する情報)

### 第5条2項

条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。

第1, 2号 (略)

第3号

条例第9条第2項第1号に規定する法令等又はこれらに基づく実施機関の規則(規程を含む。)に基づき同項第3号に規定する法人等又は事業を営む個人から提出された報告書、申請書等に記載された当該法人等又は個人の事業に従事する役員又は従業員の業務の遂行に係る情報に含まれる当該役員又は従業員の職の名称その他業務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該業務の遂行の内容

### (4) 本件公文書

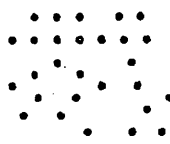
本件公文書に当たるものとして被控訴人が部分開示した文書(甲3)の件名は「研修実績報告書」であり、平成17年11月25日付で、開催団体である部落解放鳥取県企業連合会(以下「企業連」という。)から鳥取県県土整備部長に宛て、平成17年分の加点予定研修を開催した結果を報告する報告書である。

報告の内容は、大きく、受講者の情報とそれ以外の情報に区別される(ただし、以下に挙げる項目については、内容の記載がないものもある。))。

#### ア 受講者の情報

受講者の情報は、研修実績報告書の別紙一覧表及びそれに関連する注の記載からなっている。

(ア) 一覧表の記載事項は、受講者ごとに、番号、氏名、役職、可否、所属、



許可番号を記入する欄が設けられている。

(イ) 一覧表に関連する注記として次のものがある。(以下この注の記載を引用するときは、注の番号により「本件公文書注2」などという。)

「2「役職」欄は、受講者が受講時に建設業者の常勤役員（建設業者が個人の場合は、代表者）の場合は1、それ以外の場合は、2と記載すること。」

「3「合否」欄は、テストの結果から見て研修の効果が認められた者については○、そうでない者については×と記載する」

「4「所属」欄は、受講者が受講時に所属していた建設業者の名称を記載すること。」

#### イ 受講者の情報以外の情報

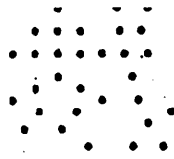
それ以外の情報は、本件公文書の件名、作成日付、企業連の名称、同理事長の氏名、報告書の宛先、報告する意思を示す記載、研修の名称、講師の氏名所属等、分類、加対象工種、開催場所、開催日、開催時間の各区分の記載とそれに応じた内容、備考等である。

#### (5) 本件公文書の開示請求とこれに対する部分開示

控訴人は、平成18年10月24日付けで、鳥取県知事に対し、本件条例6条1項に基づき、本件情報を含む公文書につき開示請求をしたところ、鳥取県知事は、「受講者の氏名」、「受講者の役職」、「受講者の合否」及び「受講者の所属」（本件情報）等を開示しない部分として、平成18年11月29日付け公文書部分開示決定通知書（甲2）と部分開示対象が判読できる研修実績報告書の写し（甲3）をそのころ控訴人に交付し、本件公文書の部分開示をし、もって、本件非開示処分を含む本件決定をした。

#### (6) 本件決定後の経過

控訴人は、本件非開示処分につき、平成19年1月16日付けで、異議を申し立てた。鳥取県知事は、異議申立人（控訴人）の異議を概ね受講者の所



属についての開示を求めるものと解し、同年5月30日付けで同異議申立てを棄却する旨の決定をした（甲5，6）。

#### 4 争点

- (1) 本件情報は、本件条例9条2項2号エにより非開示情報から除外される情報に該当するか。
- (2) 本件情報のうち「受講者の所属」は、本件条例9条2項3号アの非開示情報に該当するか。
- (3) 争点(1)(2)についての判断を前提に、本件情報の一部に、本件条例10条により部分開示すべき部分があるか。
- (4) 本件非開示処分は、憲法14条に違反するか。
- (5) 義務付けの訴えの訴訟要件の有無及び請求の当否

#### 5 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1), (2), (4), (5)について

原判決5頁18行目から8頁25行目までを引用する。ただし、引用部分中「争点(3)」を「争点(4)」と、また、「争点(4)」を「争点(5)」とそれぞれ改める。

- (2) 争点(3)に対する主張

##### ア 控訴人の主張

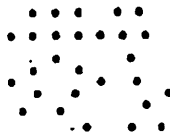
控訴人は、本件公文書を開示請求したものであつて、「受講者の役職」，「受講者の合否」の部分も当然開示を求めている。

また現時点で部分開示された文書（甲3）には、本件公文書注2，注3の記載があり、受講者の役職欄の数字，受講者の合否欄の○または×の意味は分かる。

本件情報のうち「受講者の役職」，「受講者の合否」の部分は本件条例10条により開示されるべき情報である。

##### イ 被控訴人の主張





本件情報のうち「受講者の役職」，「受講者の合否」の部分について，本件条例１０条１項または２項の適用を検討するとしても，同条２項は，同条１項を重ねて適用するものであって，結局同条１項の「当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるとき」という消極的要件を検討することになる。

すなわち，非開示情報を除いた残部が，当該開示請求の内容に照らし，意味を持たない場合には，部分開示を行わなければならないものではない。

これは，行政機関の保有する情報の公開に関する法律６条ただし書きが，「ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りではない。」と定めていることと同趣旨である。

本件公文書に当たる甲３の記載事項からすると，「受講者の役職」には１または２の数字が，「受講者の合否」には○または×が記載されるに過ぎず，それ自体としては無意味な文字・数字であることは明らかである。

したがって，本件情報のうち「受講者の役職」，「受講者の合否」の部分は，本件条例１０条により開示しなければならない情報ではない。

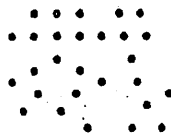
### (3) 控訴人の追加主張（原判決批判）

#### ア 争点(1)について

原判決において，部落解放同盟の会員が同和地区出身者と一般に認識されているとしたことは，戦前の水平社運動と部落解放同盟とを混同した誤った判断である。

原判決は，同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない理由として，部落差別に係る落書きの報告があること等を指摘するが，落書きに関しては単に部落差別に関係する言葉が入っているだけで，部落差別であつたり部落差別につながるものではないし，鳥取県人権意識調査についてはその信頼性を検討していない。

#### イ 争点(2)について

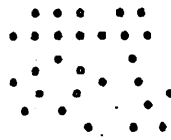


原判決は、唐突に同和地区出身者が経営すると認識された企業が取引で忌避されると判断しているが、部落差別により企業が不利益を受けるという事実は確認されていない。争点(1)に対する判断で原判決が指摘する落書きや結婚の問題は、企業の権利利益とは何ら関係のないものである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1), (2)について

- (1) 当裁判所も、本件情報は、受講者ごとに一連の一体的な情報として本件条例9条2項2号の「個人に関する情報」に当たり、一体の情報としては非開示除外事由（同条2項2号エ）は認められないと判断し（争点(1)）、また、「受講者の所属」については、所属先企業との関係において本件条例9条2項3号アの非開示情報に該当するものと判断する（争点(2)）が、その理由は、原判決9頁1行目から11頁1行目までを引用する。
- (2) 原判決が証拠として引用する鳥取県の人権意識調査の結果等は、本件情報により、各受講者個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない情報と言えるかどうかを判断する上では、価値のある証拠資料とすることができるし、弁論の全趣旨も併せて検討すれば、企業連の行う研修に参加する企業の役員や従業員は、現実にもそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者であると認識されるおそれがあるとして、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報に当たるとは言えないとの争点(1)に関する原判決の説示に誤りがあるとは言えない。
- (3) 争点(2)に関する原判決の説示は、企業連の会員企業は、現実にもそうであるか否かに関わらず、同和地区出身者により経営されている企業であると認識されるおそれがあるところ、同和地区出身者に対する差別がなくなったとはいえない現状において、同和地区出身者により経営されていると認識された企業は、他の企業から取引の相手方として選択することを忌避されるおそれがないとはいえないというものであって、論理の飛躍はない。



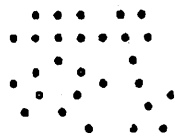
また、本件条例（９条２項３号ア）上も、権利利益を「害するおそれがある」場合には非開示情報とするのであり、現実に害が生じたことを示す調査結果がなければならないものではないし、現に調査結果のある、落書きや結婚問題に関する意識から、同和地区出身者が経営する企業に対する差別意識を推論することが不合理なものとは言えない。

## 2 争点(3)について

(1) 本件条例１０条は、９条２項２号の非開示情報のうち個人識別情報が含まれる公文書については、まず１０条２項を検討し、個人識別情報以外の部分についてさらに同条１項による部分開示を検討することとし、それ以外の、９条２項各号の非開示情報が含まれる公文書については、１０条１項による部分開示を検討するというものである。

(2) 争点(1)(2)について説示したところによれば、本件情報は全体として個人に関する非開示情報（９条２項２号）に当たるほか、「受講者の所属」は所属企業に関する非開示情報（９条２項３号ア）にも当たり、また、「受講者の氏名」が個人識別情報に当たることは明らかであるから、これらの情報を除く残りの公文書が本件条例１０条１項により部分開示すべきものとなるかどうかの問題となる（請求の当否という面では、本訴で争点となる範囲に限られるので、「受講者の役職」及び「受講者の合否」を追加して開示すべきかどうかという問題であるが、条例の当てはめとしては、あくまで、残りの公文書が評価の対象となる。）。

(3) 被控訴人は、「受講者の役職」及び「受講者の合否」を開示することが、本件条例１０条１項の「当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるとき」に当たらないと主張するが、これらの情報は本件条例９条２項２号の非開示情報には当たらないと言えるし（ちなみに、本件非開示処分に対する異議申立に関する鳥取県情報公開審議会会議録（甲７の１，３頁）によれば鳥取県管理課もその旨の答弁をしていることが認められる。）、本件公文書注２，３



によれば、役職欄には1または2の数字が記載されること、合否欄には○または×が記載されることが認められるのであり、これは、本件公文書注2、3の記載と併せて読むことで、報告対象である研修に関する一定の情報を記載し報告するものであることが明らかであるところ、控訴人の本件公文書の開示請求の内容に照らすと、「受講者の氏名」及び「受講者の所属」は開示しないものの、「受講者の役職」及び「受講者の合否」を含む残りの本件公文書を開示することは、「当該開示請求の趣旨を損なわないと認めるとき」に当たらないとは言えないというべきである。

よって、「受講者の役職」及び「受講者の合否」の部分の開示を求める控訴人の請求は理由がある。

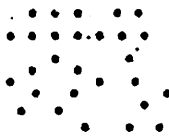
### 3 争点(4)について

当裁判所も、鳥取県知事が行った本件処分に憲法14条に違反する門地による差別があったとは認められないと判断するが、その理由は、原判決11頁3、4行目の「上記(1)及び(2)で判示したとおり、本件情報は、本件条例の定める非公開情報に該当するものである。」を「本件処分の通知書(甲2)によれば、鳥取県知事は、本件情報により特定され(得)る個人ないし企業がその権利利益の侵害を受けるかという観点から、本件情報が本件条例9条2項2号(「受講者の所属」については、併せて同条例9条2項3号)の定める非開示情報に当たるものと判断し本件処分を行ったことが認められる

(本件公文書で報告された研修に関わる個人(個人企業を含む。)の門地を把握し、それによって条例の適用の判断をしたのではない。))」と改めるほか、原判決11頁3行目から11頁10行目までを引用する。

### 4 小括

以上によると、本件情報のうち、「受講者の氏名」及び「受講者の所属」は、本件条例9条所定の非開示情報に当たり、これらを開示しなかった点で本件非開示処分を取り消す理由はないが、「受講者の役職」及び「受講者の合否」は、



本件条例10条、9条により開示すべき情報に含まれるから、これらを開示しなかった限度では、本件非開示処分は本件条例に反し違法な処分であると言え、本件処分の取消しを求める請求は一部理由がある。

#### 5 争点(5)について

- (1) 原判決11頁16行目から23行目までを引用する。
- (2) そうすると、上記4で述べたところから、本件情報の開示処分の義務付けを求める訴えのうち「受講者の氏名」及び「受講者の所属」の開示処分の義務付けを求める部分は、訴訟要件を欠く不適法な訴えである。

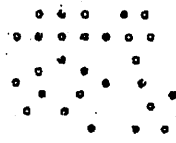
他方、「受講者の役職」及び「受講者の合否」の開示処分の義務付けを求める部分は、本件非開示処分が取り消されるべきものであるから、訴えは適法であり、これまでに説示したところによれば、請求は理由がある。

#### 6 結論

以上によれば、控訴人の、本件非開示処分の取消しを求める請求については、本件公文書の「受講者の役職」及び「受講者の合否」を開示しないとした部分の取消しを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の「受講者の氏名」及び「受講者の所属」を開示しないとした部分の取消しの請求は理由がないから棄却し、本件公文書中の本件情報の開示の義務付けを求めた訴え及び請求については、「受講者の氏名」「受講者の所属」の開示処分の義務付けを求める訴えは訴訟要件を欠き不適法であるからこの部分を却下し、その余の「受講者の役職」及び「受講者の合否」の開示の義務付けを求める部分については請求に理由があるからこれを認容すべきである。

よって、これと異なる原判決を前記のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部



裁判長裁判官 古 川 行 男

裁判官 上 寺 誠

裁判官 池 田 聡 介